

確定申告の時期が近づいてきました ～所得税の確定申告と納税は正しくお早めに～

問 長崎税務署 822-4231
役場税務課住民税係 801-5785

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする申告納税制度をとっています。所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は期限(3月15日金)までをお願いします。

下記日程で、申告書の記載方法など確定申告における相談を行っています。申告に必要な書類を準備のうえお越しください。なお、申告書をご自身で作成された方は、郵送などで直接税務署へ提出してください。

申告に必要な書類

収入・控除の内容を証明するもの(源泉徴収票・控除証明など)、印鑑、マイナンバーがわかる書類など(申告者および扶養親族)、確定申告案内のはがき(税務署から案内が届いた方のみ)

確定申告相談会場

長与町水道局会場(水道局3階会議室) 問 役場税務課住民税係 801-5785

2月18日(月)～3月15日(金)(土日除く) 9時～11時、13時～16時

- 事業所得(営業・農業・不動産)がある方の収支内訳書・青色決算書については、町会場で作成業務は行いませんので、ご自身で事前に作成ください。(指導機関などは「広報ながよ10月号」参照)
- 平成29年分以前の確定申告、更正の請求、準確定申告(平成30年中に亡くなられた方の申告)については、町会場で作成業務は行いません。NBC別館会場での申告か、国税庁ホームページなどを活用ください。
- 株式取引の譲渡所得を有する方について、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」、「確定申告書付表(損失を翌年以後に繰り越す方のみ)」についてはご自身で作成をお願いします。
- 期間中は大変混み合うため、駐車場が不足します。可能な限り公共交通機関をご利用ください。

土地や建物を売られた方の譲渡所得の申告相談日

時 2月25日(月)・26日(火) (2日間のみ)

※上記2日間以外は、長与町水道局会場での受付はできません。NBC別館会場での受付となりますのでご注意ください。なお、譲渡所得(株式・先物など)については、内容によりNBC別館会場へご案内します。

NBC別館会場(長崎市上町1-35 桜町電停前) 問 長崎税務署 822-4231

2月18日(月)～3月15日(金)9時～16時

※土日は休みですが、2月24日(日)、3月3日(日)に限り申告会場を開設します。

- 上記の期間中、長崎税務署での申告相談は行っていません。
- 会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

町県民税(住民税)の申告

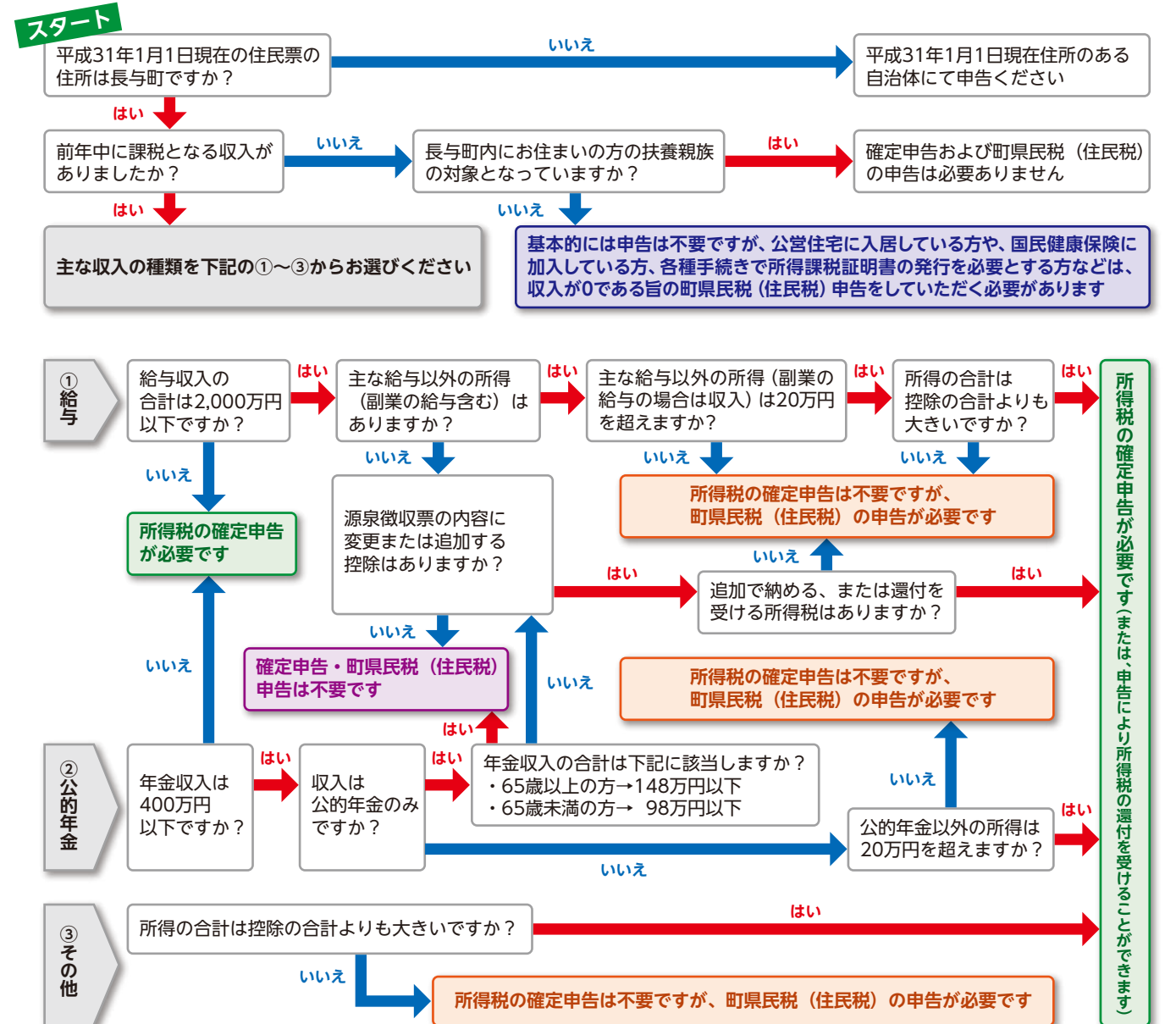
時・所 2月15日(金)まで 役場3階税務課
2月18日(月)～3月15日(金) 長与町水道局会場

※確定申告期間は大変込み合いますので、可能な限り2月15日(金)までの申告をお願いします。詳細は「広報ながよ1月号」をご覧ください。

確定申告フローチャート

確定申告または町県民税(住民税)の申告をされる方は、左のページの確定申告相談会場および日程をご確認のうえ申告してください。

※このフローチャートは一般的に解説したもので、条件によっては該当しない場合があります。



毎年、長与町水道局会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自動計算で簡単に申告書を作成できますので、ぜひご利用ください。作成した申告書は印刷し長崎税務署へ郵送するか、長崎税務署または長与町水道局会場へ直接お持ちください。

九州北部税理士会長崎支部から「無料税務相談」のお知らせ

問 九州北部税理士会長崎支部 821-5611

税理士記念日に合わせて、平成30年分の所得税確定申告関係を中心に、電話による無料税務相談を実施します。

時 2月22日(金)10時～16時